

第四十一回  
貴族院

# 都市計畫法案外一件特別委員會議事速記録第三號

大正八年三月二十四日(月曜日)午前十時二十三分開會

○委員長(伯爵松木宗隆君) 是ヨリ開會イタシマス、兩案ニ對シマシテ質問漏レガゴザイマシタラドウカ御質問ヲ願ヒマス

○男爵辻太郎君 建築法ノ方デ此工業地域ノ設定ニ相成リマシタコトデゴザイマスガ、例ヘバ住宅地ガアリマシテ、兩宅地ガ煙ニナッテ侵害サレルヤウナコトガ、丁度例デ言ヒマスルト、東京ノ品川、御殿山ト云フヤウナモノガアリマシテ、大崎町ガ田園ノ所ヘ工業地ヲ設定サレテ不健康地ニナッタヤウナ場合、御殿山や品川ハ隨分煙害ノ爲ニ苦シメラレルデスガ、ア、云フ場合ニハ此法案ニハ色々損害賠償ノヤウナクトガ書イテゴザイマスガ、斯ウ云フ場合ニハ損害ノ賠償ハ出来ヌ譯デゴザイマセウカ、ドウデゴザイマセウ

○政府委員(小橋一太君) 成ルベク住宅地ニ損害ガ及バナイヤウナ所ニ都市計畫、若クハ市街建築物ノ指定ノ際ニハ注意シナクテハナリマスマイガ、不幸ニシテ風ガ煤煙等ヲ持ンテ行シテ樹木ヲ害スル、或ハ健康上ニ多少ノ害ガアルト云フヤウナコトニ對スル補償ノ途ハ頗ル困難グラウト思ヒマスノダ、規定ハ致シテ居リマセヌ、指定ノ際ニ出來ルダケ住宅地アタリノ害ノ無イ所ニ指定スル方法ヲ執リタイスウ云フ考デゴザイマス

○古市公威君 マダ御質問モアルカモ知レマセヌガ、私ハ實ハ鐵道ノ關係ノ法律ガ本議場ニ現ハレテ居ルノデ、成ルベク其方ニ出席ヲ致シタインデアリマスカラ、私ダケ意見ヲ申述ヘテ退席シテ居リマスカラ御許シヲ願ヒマス

○委員長(伯爵松木宗隆君) 宜シウゴザイマス  
○古市公威君 マダ御質問モアルカモ知レマセヌガ、就中都

市計畫法ノ方ハ、是ハモウ全ク從來ノ市區改正條例ノ整理ノヤウナモノデ、二三新シイ條項ガ這入シテ居リマスケレドモ、何レモ至極適當ナ計畫ダト考ヘマス、何モ申スコトハゴザイマセヌ、無論贊成イタシマスガ、ソレカラ建築物ノ方ハ大分新シイ問題デアリマスルガ、何分餘程必要ニ迫ラレテ居ル上云フ話デ、工場ノ建築ナドノ數ヲ承ハルト、確カナ數ハ承知シマセヌケレドモ、何千ト云フモノヲ新築ノ願ガ出テ居ル、東京ダケデ擴張變更ナドノ願モ殆ト同數、若クハヨリ以上出テ居ルト云フコトデ、一日モ棄置ケナイ場合ニ切迫シテ居ルト思ヒマス、デ或ハ多少考ヘヌラヌコトモアルカモ知

レマセヌケレドモ、強ヒテ今之ヲ修正スルノ何ノト云フ必要ヲ發見シマセヌカズ、此儘可決セラレテ然ルベキモト考ヘマス、但シ自ラスウ云フ法律ヲ施行スルニ付テハ費用ガ要リマスルカラシテ、從テ市民ノ負擔、是等ニ付テ懸念モアルヤウナコトデ、ソレ等ハ當局者ニ於テ相當ノ程度ニ計畫ヲ進メラレルト云フコトニ、決シテ如才ハアルマイト考ヘマスルモノト考ヘマス、兩案トモ贊成イタシマス

○菅原通敬君 私モ大體ニ於テ原案ニ二案トモ贊成ヲ致シマス、但シ唯今古市君カラモ御意見ガ出テ居シタヤウデゴザイマスガ、此兩案ノ事項ニ付テハ相當ナル財源ヲ要スルコトデアルト思フノデゴザイマスガ、單ニ此法案ニ規定セラレテ居ル所ノ財源ニノミ依ル一云フヤウナコトデゴザイマスト云フト目的ガ極メテ善良デアリナガラ、實際其效果ヲ舉ぐルコトガ出來ヌト云フヤウナコトモアラウト思フノデゴザイマス、段々特別稅等ノ選擇ト云フコトニ付テモ御注意モアルヤウデゴザイマス、或ハ場合ニ依シテ市債ヲ發行スルトカ、或ハ國庫ノ補助ヲ仰グトカ云フヤウナコトノ考モアルヤウデゴザイマスガ、兎ニ角十分ナル財源ヲ之ニ與ヘルニ非ズンバ十分ナルコトハ出來ヌト思ヒマスカラ、施行上ニ付テハ十分ノ御考慮ヲ致シテ戴キタイ、尙モウ一ツ茲ニ私ハ希望ヲ申上ゲテ置キタイコトハ先日來段々政府委員トノ間ニ應答ヲ致シマシタ此都市計畫法ノ第十五條ノ規定デゴザイマス、若シ大藏省政府委員ノ説明スルガ如ク、而シテ最後ニ内務次官ノ言明セラレマシタ如クノ趣意デアリマスト云フト、實ハ此第十五條ノ規定ト云フモノハ必要ノナイモノニアレルト思フノデアリマス、隨テ之ヲ削除スルトカ、或ハ之ヲ適當ニ修正スルト云フコトガ至當デアラウト思フノデアリマス

○委員長(伯爵松木宗隆君) ソレデハサウ致シマス  
○内田嘉吉君 私ハ此兩案ニ對シマシテ、全然贊成ヲ致スモノデゴザイマス、但シ是ニ付キマシテ一二ノ希望ガゴザイマス、ソレヲチヨット申述ヘテ置キタイト思ヒマス、第一ハ實行上ノ財源ニ付キマシテノ問題デゴザイマス、是ハ唯今古市君並ニ菅原君ヨリ御意見ガアリマシタノデ、大體盡キテ居リマスルガ、過日質問ヲ致シマシテ御答ヲ得マシタ所ニ據ルト、十分ナル實行ヲ致シマスニハ相當ノ金額ガ要リマス、今日ノ都市ノ負擔ダケデハ不十分デアルト考ヘマシテ御尋ね致シマシタ所、ソレニ對シマシテ當局者並ニ内務大臣カラ、政府ニ於テモ相當ノ考慮ヲ加ヘテ、直接間接ニ此計畫ニ實行ニ對シテ補助ヲスルト云フ意味ノ、御答ガアッヤウデアリマスノデ、ソレニ信賴イタシマシテ、十分ニ兩法律ノ實行ニ關シマシテ、目的ヲ達スルヤウニ御盡力アラムコトヲ希望スルノデアリマス、第二ハ法律ヲ實行致シマスニ付キマシテ、例ヘバ市街地建築法ナドニハ多々例ガアリマスルガ、民間カラシテ種々ナル出願ヲ致シマス場合ニ、或ハ事務上ノ取扱ノ爲ニ手數ヲ要スルトカ、或ハ長ク時日ヲ要スルトカ云フコトデ、經濟上ノ活動ヲ妨ダマスヤウナ場合ガ、アリハセヌカト云フ懸念ガアリマス、既ニ此點ハ阪谷男爵カラシテ御尋ネモアッタヤウニ記憶イタシマスガ、是等ニ付キマシテハ出來得ル限り人民ノ便利ニナリマスルヤウニ、迅速ナル取計ヒヲ切望スルノデアリマス、第三ニ是ハ私カラ前回質問イタシマシタガ、差當リ是兩法律ヲ實行イタシマスルノハ、六大都市デアルヤウニ承知イタシマシタ、是ハ御尤

モナコトデアリマス、併ナカラ市街都市ノ發達ハ、此六大都

市ニハ無論止マラヌ次第ニアリマスノデ、或ハモット小サイ  
所デ、急速ナ發展ヲ遂ゲルヤウナ場所モアラウト思ヒマス、

斯様ナ場所ニ對シマシテハ、政府ハ適當ナ時期ニ更ニ擴張

シテ施設スルト云フ御話ニアリマスガ、此兩法律ヲ實施ス  
ルコトニ至ラス所デ、此兩法律ノ趣旨ヲ實行サセルト云フ

必要モアリハセヌカト考ヘアスノデ、法律ヲ實行スル以前  
ニ、地方官ニ對シテ御訓令ニモ相成シテ、此法律ノ趣旨ニ

準ジテ適當ナ處置ヲ採ラレルヤウニ御計ヒアラムコトヲ希  
望スルノデ、要スルニ此三點ノ希望ヲ述べテ、私ハ兩法ニ

對シマシテ贊成ヲ致スノデゴザイマス

○政府委員(小橋一太君) 唯今内田君ヨリノ三點ノ御  
希望ニ付テハ、實施上ニ對シテ御希望ニ副フヤウニ十分注  
意ヲ致シタイト思ヒマス、又前ニ古市委員菅原委員等カラ  
モ財源其他ニ付テ御希望ガゴザイマシタ、是ハ精々考慮ヲ  
盡シマシテ、出來得ルダケ御希望ニ適フヤウニ、實施ニ當ッテ  
致シタイト云フコトヲ申上グテ置キマス

○政府委員(池田宏君) チヨット尙ホ唯今ノ内田サンノ  
第二點ニ付キマシテ申上グテ置キタイト思ヒマスノハ、此建  
築物法等ノ施行ニ當リマシテハ、工事ノ實行取締ニ關シマ  
シテ、勅令ニ依フア命令ヲ定ムル、其命令ヲ規定スル時ノ如  
キハ是ハ成ルベク大キナ規模ノヤウナモノニ對シマシテ、特ニ  
許可ノ制度デモ採ルヤウニシマシテ、餘リ宏大ナラザル建築物  
等ニ付キマシテハ、大抵是ハ面倒ヲ掛ケナイヤウニシタイト  
考ヘテ居リマス、ソレデ許可ヲスルヤウナモノニ關シマシテモ、  
成ルベク一定ノ期日內ニ調査ヲ遂ゲルヤウニ、或ハ外國ア  
タリニアリマスル如クニ、三十日以内トカ二十一日以内一  
許可スベシトカ云フヤウナ工合ニ、命令デ出來ルナラバヤリ  
マシテ、成ルベク御話ノ如ク經濟上ニ於テモ民間ニ於テ打  
撃ヲ受ケルガ如キコトノナイヤウニ十分ニヤッテ見タイト云フ  
考デアリマス、チヨット申上グテ置キマス

○委員長(伯爵松木宗隆君) 兩案ニ對シテ御意見ハゴ  
ザイマセヌデスカ、別ニ御意見ガゴザイマセヌケレバ兩案ハ可  
決ニ全會一致ヲ以テ可決サレタモノト認メマシテ、宜シウ  
ゴザイマスカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(伯爵松木宗隆君) 左様決定イタシマス、是デ  
散會イタシマス

午前十時四十一分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵松木 宗隆君  
副委員長 古市 公威君

委員

子爵榎本 武憲君  
男爵山中 信儀君  
水野 忠三郎君  
内田 嘉吉君  
男爵斯波 鍊太郎君  
男爵辻 太郎君  
福永 吉之助君  
菅原 通敬君  
市來 乙彦君  
小橋 一太君  
池田 宏君

政府委員  
内務書記官  
内務次官  
小橋  
池田  
一太君  
宏君